

青森県報

第千九百七十八号

平成十四年二月一日(金曜日)

目次

告示

- 保安林の指定予定……………(林政課) ……一
- 保安林皆伐許容面積の限度……………(同) ……二
- 青森県土地利用基本計画の変更……………(整備企画課) ……四
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……四
- 道路の供用の開始……………(同) ……五

公告

- 土地改良事業計画変更の認可……………(農村整備課) ……五
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任……………(三戸地方農林事務所) ……五
- 土地改良事業の工事の完了……………(西地方農林事務所) ……五

公安委員会

- 型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……六

収用委員会

- 公示送達……………(監理課) ……六

正誤

○平成十三年十月二十六日定例告示中……………(林政課) ……七

告示

青森県告示第三十八号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年二月一日

青森県知事 木村守男

- 一 保安林予定森林の所在場所
むつ市大字城ヶ沢字流道一七の二・字小川目一の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十四年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十四年二月一日

青森県知事 木 村 守 男

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川(笹内川)	水源かん養保安林	一七六・九八
岩木川下流	"	七六・八五
岩木川上流	"	一、一一五・〇四
平 川	"	五七一・六二
浅瀬石川	"	六七七・〇二
今別川(蟹田川)	"	二六〇・五〇
青森地区	"	六〇七・六四
下北東部	"	七六・四四
下北西部	"	六三・〇九
上北地区	"	二二・〇〇

七戸川	"	六三八・七一
奥入瀬川	"	六八六・一六
馬淵川下流	"	九四〇・三六
新井田川	"	一四八・九九
中村川(笹内川)	土砂流出防備保安林	一六二・五一
岩木川下流	"	三〇八・八二
岩木川上流	"	七・四〇
平 川	"	四〇・六八
浅瀬石川	"	一〇六・三四
今別川(蟹田川)	"	一八・一〇
青森地区	"	一四九・三八
下北東部	"	一四二・三七
下北西部	"	二二・四四
上北地区	"	六七・七一
七戸川	"	一・一四
奥入瀬川	"	九六・四〇
馬淵川下流	"	九四・七一

〃 木造町	〃 車力村	〃 森田村	〃 岩崎村	〃 深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡百石町	三沢市	〃 横浜町	〃 六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡市浦村	西津軽郡木造町
〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林
五五・七〇	六九・二〇	〇・八二	〇・六〇	〇・八〇	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・二〇	六・二〇	六・一四

東津軽郡三厩村	青森市	北津軽郡中里町	上北郡百石町	十和田市	三沢市	〃 上北町	〃 七戸町	〃 横浜町	〃 六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	〃 金木町	〃 鶴田町	北津軽郡市浦村	五所川原市
〃	〃	干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・〇八	一・七六	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三二・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・三〇	三・二八	一五・九〇	〇・〇二

南部地区	津軽地区	福地村	三戸町	三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	七戸町	上北郡東北町	脇野沢村	川内町	下北郡大間町	平内町
保健保安林													
八八・三六	一五五・五八	八・八六	六・八六	三・九四	四八・二八	三・二六	二・七四	二・九四	〇・三八	五・〇二	二五・九四	三・六〇	〇・九〇

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			上北郡六戸町大字上吉田字長谷九四の二一三から上北郡六戸町大字上吉田字松木田一〇〇まで		一四・五〇メートルから一八・二〇メートルまで	一、七七五・三〇メートル	

青森県告示第四十号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県国土整備部整備企画課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成十四年二月一日

青森県知事 木村守男

一 変更に係る事項

青森県土地利用基本計画図の農業地域の区域を次のように改める。

区域を縮小した市

青森市

二 変更の内容

次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略する。）

青森県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年三月一日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年二月一日

青森県知事 木村守男

青森県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年三月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年二月一日

青森県知事 木 村 守 男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 青森環状野内線	青森市大字宮田字玉水三〇三の一から 青森市大字宮田字高瀬三の一まで	平成一四・二・一

公 告

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、平館村土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十四年一月二十四日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十四年二月一日

青森県知事 木 村 守 男

事業名 維持管理

1	県道	八戸三沢線	上北郡六戸町大字上吉田字下沼田九四の一八〇から 上北郡六戸町大字上吉田字長谷四〇の二まで
後	前	一・一・五〇メートルから 三・一・三〇メートルまで	一・一・五〇メートルから 三・一・三〇メートルまで
		一、四六三・〇〇メートル	一、四六三・〇〇メートル

出 先 機 関

土地改良区の役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三戸土地改良区から、次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年二月一日

三戸地方農林水産事務所長 由 良 武

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	中崎 一男	三戸郡三戸町大字斗内字丹内坪一〇	平成一三・三・四

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条第二項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十四年二月一日

西地方農林水産事務所長 熊 谷 宏

土地改良事業の名称	事業を行う者	工 事 完 了 年 月 日

十二年災農地災害復旧事業 一〇一一	深浦町	平成三・三二六
十二年災農業用施設災害復旧事業 一〇一〇一	"	"

公安委員会

青森県公安委員会告示第四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年二月一日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR柔キッズ極編Z2	京楽産業株式会社
同 右	CRグラディエーターX1	同 右
同 右	CRグラディエーターZ2	同 右
同 右	福ふく神SV	株式会社ソフィア
同 右	CRギンギンタクシー2号A	豊丸産業株式会社
同 右	CRギンギンタクシー3号A	同 右

同 右	アラジンA	サミー株式会社
同 右	オオタコスロ2	株式会社エレコ
同 右	ビッグマネー	株式会社バルテック
同 右	ウォンテッド2	同 右
同 右	ハイパージャグラーV	株式会社北電子

収用委員会

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により、次の書類を送達するにあたり、同法施行令第四条第二項の規定により公示送達する。

平成十四年二月一日

青森県収用委員会会長 平田由世

- 一 送達すべき書類の名称
平成十四年一月十八日付け権利取得裁決書
- 二 送達を受けるべき者
別紙のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所
青森県収用委員会事務局（青森県県土整備部監理課内）

